

公 示

(R5 鬼怒川鎌庭地先堤防除草業務について)

次のとおり公示します。

令和5年8月10日(木)

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局 下館河川事務所長

1. 公示の概要等

(1) 公示の目的

河川法第99条に基づき、R5 鬼怒川鎌庭地先堤防除草業務の委託に関し、実施団体等を選定することを目的とする。

(2) 委託の内容

本業務は、鬼怒川直轄管理区間において堤防除草等を行い、堤防を含む河川管理施設等の破損・劣化の状態などの早期発見を図るものである。

本業務の実施場所は、利根川水系鬼怒川直轄区間のうち、以下のとおりとする。

○地先

鬼怒川27.5k付近から28.0k付近の間

ただし、下記(5)のとおり資格要件を満たす全ての団体と、委託範囲を区分して契約締結するものとする。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和6年2月29日まで

(4) 本業務の受託を希望する団体等は、資格要件を満たすことを証明する申請資料(以下、「申請資料」という。)を提出すること。

(5) 提出された申請資料をもとに資格審査を行い、委託先を選定するものとする。

(6) 資格要件を満たす団体等が複数有る場合は、委託内容を分割して委託するものとする。

(7) 委託業務契約については、(5)の選定の後、委託者、受託者で協議を行い、契約を締結するものとする。

2. 資格要件

委託の対象となる団体等は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

(1) 河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。詳細は、説明書による。

(3) 利根川水系鬼怒川において、直近過去5年間にわたり河川堤防除草の実績があり、かつ、当該委託業務の実施体制があること。なお、実績は非営利活動であるものに限ること。

(4) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 申請書等の提出期限の日から資格の確認結果通知の日までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 本業務に関する手続等

(1) 担当部局

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 経理課
TEL 0296-25-2163
FAX 0296-25-2192

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間 : 令和5年8月10日(木)から令和5年8月21日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。(ただし、最終日は16時00分まで。)

i. 交付場所 : 〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 経理課

ii. 交付方法 : 上記の交付場所で交付する。電子データの交付を希望する場合は、上記(1)に問い合わせること。

(3) 申請資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間 : 令和5年8月10日(木)から令和5年8月21日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。(ただし、最終日は16時00分まで。)

②提出先 : 上記3.(1)に同じ。

③提出方法 : 持参又は郵送等(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内に必着。)により提出すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、「説明書」による。